

第二十四回 参議院運輸委員會會議錄第七号

昭和三十一年三月一日(木曜日)午後二時四分開会

委員の異動

二月二十三日委員川村松助君辭任につき、その補欠として泉山三六君を議長において指名した。

二月二十四日委員泉山三六君辭任につき、その補欠として川村松助君を議長において指名した。

二月二十八日委員川村松助君、平林太一君及び大倉精一君辭任につき、その補欠として大屋晋三君、松野鶴平君及び中田吉雄君を議長において指名した。

二月二十九日委員大屋晋三君及び松野鶴平君辭任につき、その補欠として川村松助君及び平林太一君を議長において指名した。

本日委員中田吉雄君辭任につき、その補欠として大倉精一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 左藤 義詮君

理事

木島 虎藏君

早川 慎一君

委員

有馬 英二君

川村 松助君

一松 政二君

平林 太一君

三木與吉郎君

山縣 勝見君

大倉 精一君

高木 正夫君

國務大臣

運輸大臣 吉野 信次君

政府委員

運輸省鉄道監督局長 權田 良彦君

運輸省自動車局長 山内 公猷君

運輸省航空局長 林 坦君

事務局側

常任委員 古谷 善亮君

専門委員

本日開議に付した案件

○船舶職員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○空港整備法案(内閣送付、予備審査)

○鉄道抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(左藤義詮君) 運輸委員會を開きます。

まず、委員に相当の変更がございましたので、御報告いたします。二月二十三日川村松助君辭任、泉山三六君補欠、同じく二十四日泉山三六君辭任、川村松助君補欠、同じく二十八日川村松助君辭任、大屋晋三君補欠、同じく二十八日大倉精一君辭任、中田吉雄君補欠、同じく二十八日平林太一君辭任、松野鶴平君補欠、同じく二十九日大屋晋三君辭任、川村松助君補欠、同じく二十九日松野鶴平君辭任、平林太一君補欠、三月一日中田吉雄君辭任、大倉精一君補欠、以上でございます。

○委員長(左藤義詮君) 船舶職員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(吉野信次君) ただいま議題となりました船舶職員法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現行の船舶職員法は昭和二十六年第十回国会において画期的な改正が加えられましたが、平和条約発効以後、国際環境の変化に伴って、わが海運界並びに漁業界は著しい情勢の変化を来たしまして、当時予想し得なかつた状況を呈するに至っております。

このため船舶職員資格定員表、免許更新制度などにつきまして、海事関係団体等から新情勢に即応するように改正されたい旨の要望がなされておりますので、政府といたしましては海上航行安全審議会にはかる等これらの問題について慎重に検討を進めて参りましたが、いまだ結論を見るに至っておりません。

しかるに、船舶職員法の実施につきましての経過措置を定めた同法附則第二項及び第九項ないし第十一項並びに海上運送法の一部を改正する法律附則第六項及び通則第六項を、まづ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律の有効期限が、本年三月二十二日までとなっております。また、免許更新については、第一回の更新期限が本年十月十四日をもつて満了することになっておりますが、審議検討の終了するまでの間に、現在実施中の規定に変更を来たすことは適当でないと思われまゝです。これらの規定を昭和三十一年十月十四日まで延長し、その間に所要の改正をいたしたいと考えております。

簡単でございますが、以上が本法案の提案理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。

○委員長(左藤義詮君) 次に道路運送車両法の一部を改正する法律案について、政府から提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(吉野信次君) それでは提案理由について御説明申し上げます。

最近における自動車の発達はいかゞも顕著でありまして、すでに自動車の数は百四十万台を越えるに至りました。また最近の特色としまして、自動車の大型化及び構造装置の複雑化等の進歩が特に目立っております。

自動車は検査官の検査を完了して初めて運行出来ることになるのでありますが、検査は一定の手数料を納付させて行なっております。現行では、一律に二百円となっております。最近の自動車の大型化及び構造装置の複雑化等により検査も複雑化して参りましたので、ダンブカー等の特殊自動車、バス及び一部の乗用自動車等の普通自動車につきましては、これを三百円とし、他の自動車は現行通りとして、手数料の適正化をはかりたいと存じます。

ちなみにトコベットクラウン級程度までの車は後者に属して、手数料額も現行通りに据置きまゝです。

次に臨時運行許可手数料は五十円でありましたが、現行の額では、諸経費が見合はず、また各市町村からもかねてから値上げを要望されておりますので、この際百円の手数料として、かたがた許可証の乱用防止の一助ともいたしたいのであります。

検査証の再交付につきましては、当然手数料を納付させてしかるべきものと考えておりますが、現在これが規定がございせんので、この際これを新設して検査証の紛失及び乱用防止の一助といたしたいのであります。

本法案は、いずれも手数料を適正化して、検査、登録業務の円滑をはかるための改正でございますので、何とぞ十分御審議の上すみやかに本法案を可決されるようお願いいたします。

○委員長(左藤義詮君) 次に、空港整備法案につきまして、政府から提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(吉野信次君) 提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

航空が政治経済活動を能率化し、機敏迅速をとりとぶ現代の傾向に即応した最もすぐれた交通手段であることは異論のないところでございまして、世界の主要な国々におきましては、いち早く空港の整備に積極的な措置を講じました結果、すでにその建設を終え、航空路網は縦横に張りめぐらされ、航空交通は政治経済活動の一大動脈と

三条ノ四の法律がない現在において、具体的にどういふような不便があるかといふことについて御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(權田良彦君) 御説明申し上げました。今その不便を少し抽象的に申し上げました。具体的に申し上げます。現在の鉄道抵当法は、御承知の通り、明治三十八年の法律でございまして、まあ非常に古い法律をそのまま持つて参りましたために、運用上非常に不便を生ずるというのを申し上げたのでございしますが、この合併の場合でございします。すなわちある所に甲なら甲から乙までの地点に鉄道がある、こういたしますと、そこに最初に金を借りまして担保として抵当権を設定して財団を作る。そういたしますと、その鉄道がたとへば乙の地点からほんの一キロぐらい延びまして、そこで營業を開始したと。そうすると、その場合にはその部分につきましては独立の財団を作りますと、その財団といふものは、現在そういう線路の区間といふものの上に行われておる鉄道の財産によつて構成されますので、別個の財団になるわけでありまして、しかし、そういうわずかな部分が延びますことは、その部分においてはやはり金を借りる必要が起りますと、今度鉄道として考えますと、在来甲乙間は甲丙間になつて、一体的に運営されておるわけでありまして、その担保力に対して銀行なり何なりが金を貸すのでございしますから、従ひまして、やむを得ずそのわずかの乙、丙の区間に別個の財団を作るわけにございします。その前の財団と次の財団を同じ順位で共同担保として債権をふくらましていく、こ

ろいつたようなことになりまして、先ほども申し上げましたように、鉄道が次から次へ延びていつたりいたしまして、部分改良をして、最後に全体改良に至るような場合には、十数個の財団が、社会的に見れば同じ鉄道の上に設定されるという姿になるわけでありまして、そういたしますと、これを金融の円滑その他事務のあれからいたしますと、実質的には一個の財団にたえまします。ところが一個の財団にかえまして、現在の法律では、古い法律でものでございしますから、一ぺん債権を返した格好にして債務を消滅させまして、財団をなくしてしまつて、またすぐ同じ全体のものに一個の財団を作つて同じ金を借りるといふふうになり、替へなければならぬ。これはもう非常にめんどろでございします。それでまた従つて、今のままの格好でいきますと、登録をしなればいけませんし、またいわゆる金融その他の上から抵当原簿の謄本、抄本といふものがいろいろの場合に要るわけにございします。これを十数個の財団原簿から同じものに對して一々別個の財団に一応法律上相なりまして、繁雜な手数と時日と事務が複雑化するばかりでございします。

それを今度新しくこの十三条ノ四を起しまして、先ほど申し上げましたように、こういう簡單なる合併手続を行いますれば、その不便が一切避けられて、しかも実態に合ひ、非常に事務の簡素化、金融の円滑化に役立つと思ひのでございまして、他の工場抵当法その他ではこういう制度がすでに、新しい法律だものだから、ある鉄道抵当法は何せ古い法律でございまして、當時こういうことを予測しておりません

ために、規定が不便である。それを改正していただきたいというのが、この趣旨でございします。

○大倉精一君 どももしろりとでわかないのですが、一企業で数個の財団を有している、こういう場合の実態について、たとへばどういふような実態があるかといふようなことについて、御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(權田良彦君) 實際問題といたしまして、大きな地方鉄道になりますと、大體今申し上げましたような状況を生じておられます。八つぐらいの財団になつておられます。ということでは、線路があつたからできたもののでございしますから……

○大倉精一君 今度は分割の場合ですが、分割の場合の財団目録を分けるといふ場合の分ける方法ですね、そういうものについてどういふふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(權田良彦君) それは分割の場合には、先ほども申し上げましたように、財団設定後において債権が一部弁済等によつて減つて参りますと、財団の方は今度は担保価値が大き過ぎる。たとへばある一つの何々線といふものと何々線と、おのおのが独立の実体をもつております場合に、その何々線の方だけで担保力が十分でございしますと、他の線区においては担保余地を生じてくる。そのままそれをほつておきますと、金を貸す金融機関の側は、前の財団が残りますと前の債権より後順位になりますから、保証力が減るために、金融の円滑を欠くんでございします。これを割ります実務といひましては、この認可をいたしますと、前の鉄道財団の原簿があるわけ

でございしますが、その原簿を前の鉄道抵当権の債務の担保力である財団原簿といたしまして、そうすると、分割していただくとしてあるわけでございます。それを割りまして、それを今度別途の抵当原簿として起しまして、それを新しい抵当原簿の財団の目録とするわけにございします。

○大倉精一君 次に非常にこまかいことですが、三条の六に「車両及之ニ屬スル器具機械」こうなつておりますが、これはバスも含まれておりますか。

○政府委員(權田良彦君) これは御質問の、自動車運送事業をたゞ地方鉄道がやつております場合に、その自動車運送事業の用に供するバスは入りませんでございします。従ひまして、ここでそういう字を用いておりますのは、鉄道の用に供する、たとへばその鉄道の工用材料を運搬する家用トラックであるとか、そういうものでございまして、他の事業の用に供するものは、この鉄道抵当法の条項からして、当然入らないでございします。

○大倉精一君 次に第十一条の自動車の種類ですね、種類について御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(權田良彦君) ちよつと、御質問をたゞそれとこねてまことに相済みませんが、自動車の種類といふのはこの十一條では出て参りませんので、鉄道の用に供する自動車にございしますと、入るわけにございします。

○大倉精一君 最後に一つお伺ひしたいんですが、第二十條の「会社力鉄道財団ヲ譲渡シ、貸付シ、」といふふうになつておりますが、この場合、改正法では「変更」といふのを削除されてお

ります。この理由についてちよつと御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(權田良彦君) 二十條及び二十一条を改正いたしました理由を御説明いたします。本来この抵当権の目的物は、それが他の第三者に譲り渡されるときか、貸し付けられるとか、あるいはまたあとから後順位の抵当権が設定されたとしても、物権でございしますので、物権の効力として追及力を持つておりますので、最初の債権は登記簿または登録簿に公示されております以上は、第三者に對する對抗力がございしますから、抵当権を実行しなすれば優先的に自分の債権の介済を受ける権利を有するわけにございします。従つて、他の財団抵当制度、工場財団等におきまして、あるいはまた民法における一般の不動産抵当権制度におきまして、抵当権設定者はこの抵当権者の同意がなくても、目的物を自由に譲渡し、貸し付け、あるいは後順位の抵当権をつけることができるのが本則でございします。これはたとへばそういうものをやらせまして、自分の方が強うございしますと、物権で実行すれば弊害はございしませんから、そうなつております。しかるに、なぜこれを本法において抵当権者の同意を要するといふことになしたのかと申し上げますと、これは本法を作りました当時の事情から出ていますのでございまして、本法制定當時は、この鉄道の建設資金として外資導入をどうも明治當時に考へておつたやうでございします。この外国の抵当権者の保護規定としての必要から、この規定が置かれたやうでございします。で、またこの營業の管理の委託、あるいは線路の変更、あるいは營業の全部

または一部の休止、廃止、あるいは地方鉄道の工事方法の変更等につきましても、御案内の地方鉄道法という別個に事業法規がございまして、これですべて監督官庁の許可にかからしめております。従つて、会社のほしほしに、抵当権者の権利を害する余地は全然ない状態に相なつておるわけでございまして、そこで私も今回の改正で、財団に属するものを処分する場合についてだけに抵当権者の同意を要するといふことにいたしまして、この場合「処分」を「分離」といたしておりますのは、たとへば鉄道車両を甲財団からはずして乙財団に移すというような場合は、これは抵当権者の方に關係がございまして、所有権が變つていないために処分という字では表わせませんので、かかる場合をも含ませる意味が出るように「分離」という字を使ったわけでございまして、これがこの二十一條を削除した理由でございまして。

○大倉精一君 大体私が各条文について疑問に思つておつたところをお尋ねしたわけですが、この御答弁によつてですね、さらに自余の質問はこの次にさせていただきたいと思ひます。お許しを願ひたいと思ひます。

○委員長(左藤義詮君) 先ほど申し上げましたように、あなたの時間をお待ちしておつたのでございまして、まだ御質問がございましたら、この際なるべく採決したいと思つておりますので、皆様のお出ましをいただいておりますので、質疑をお続け願ひたいと思ひます。

○委員長(左藤義詮君) 速記を始めて。
【速記中止】

○委員長(左藤義詮君) 速記を始め

この際空港整備法案について補足説明を政府委員からしていただきたいと思ひます。林航空局長。

○政府委員(林坦君) それでは、空港整備法案につきまして御説明を申し上げます。お手元にございまして法案の條を追ひまして、御説明を申し上げたいと存じます。

第一條は、この法律の目的を規定いたしましたものでございまして、「この法律は、空港の整備を図るため、その設置、管理、費用の負担等に関する事項を定め、もつて航空の発達に寄与することを目的とする」と規定いたしております。

第二條は、本法の規制の対象となる空港の定義及び種類を規定したものであります。まず空港と申しますのは、主として航空運送の用に供する公共用飛行場であることを要します。従つて、練習用飛行場、主要事業のための飛行場、または防衛庁設置の飛行場等一般公共の用に供されない飛行場等は、空港とはなり得ないといふことになるのであります。空港となり得る公共用飛行場についても、その用途といひまして国際的航空路線に必要なものと、主要な国内航空路線に必要なものと、地方的なものとに區別され、その區別に応じて第一種、第二種、第三種の三つに分け、そのいずれかに該当するものが本法でいう空港となるわけでございまして、具体的には政令をもつて定めることといたしております。すなわち第一種空港と申しますのは、国際航空路線に必要な飛行場でございまして、第二種空港は主要な国内航空路線に必要な飛行場、第三種空港とはその利用が地方的な航空運送を確

保するために必要な飛行場、こういうわけでありまして。なお空港の名称、位置は政令で明らかにするようになつております。

それから第三條より第五條までは、空港の設置主体及び管理主体を規定したものであります。第一種空港は国際航空路線に必要な飛行場であり、運輸大臣が設置しかつ管理することにいたしました。第二種空港も原則的には運輸大臣が設置いたしまして管理することといたしてございしますが、地方公共団体が一部費用を負担するものであり、地方公共団体に利害關係もございまして、その地方公共団体に財政的にも技術的にも管理能力があると認められる場合には、地方公共団体に管理させることができることとしたものであります。第三種空港は地方公共団体が設置いたしまして管理することとしたものであります。一つの空港の設置、管理につきましても、地理的及び財政的に関係のある地方公共団体がほかにあることが想像されますので、それらの地方公共団体が協議して定める地方公共団体が設置、管理にあたる、こういうことといたしてあります。

第六條より第九條までは、空港の工事に関する費用の負担方法について規定したものでございまして、空港の施設につきましても、空港の基本的施設と申すべき滑走路、着陸帯、誘導路またはエプロンというようなものと、付帯的な施設というべき排水の施設、照明施設、あるいは護岸、自動車の駐車場、そういったようなものに分けられるわけでございしますが、本法ではこの二つの區別に従ひまして、地方公共

団体と国とが費用を負担することとしたしております。

まず第六條でございしますが、国が設置し、管理する第二種空港につきましても、基本施設の新設、改良に関する費用のみを国と地方公共団体が負担することといたしてあります。現在の地方財政の実情、空港の整備が全くの初期段階にあることを考え合せまして、国が七五%を負担して、地方には二五%だけを負担させる、こういうふうになつております。その他の付帯施設の工事等に要する費用は、国が負担いたします。なお地方公共団体の負担につきましても、空港の設置により地元の府県以外の都道府県も利益を受けることが考えられますので、その場合には、利益を受ける限度において、二五%のうちの一部をそういう他の都道府県等に負担させるという道を開いてあるわけでありまして、なお基本施設の工事をする場合にも、今申し上げましたように、地方公共団体が負担することとなりますので、国が管理する空港といへども、国の一方的意思で工事をすることとは受当でないという理由から、運輸大臣が基本施設の工事を執行するとするときは、施行前にその都道府県と協議することといたしてあります。

これに関連いたしまして、第七條を御説明申し上げますが、その都道府県の内部におきまして、市町村が空港の設置により利益を受けることもあるわけでございますので、この場合は、地方財政法第二十七條の規定と同じ趣旨におきまして、受益の限度において、都道府県がその市町村に負担金の一部を負担させるということができるようになつてございまして。

○委員長(左藤義詮君) ちよつと、時間の都合で、そこらでしばらくあとに回していただきたい。

○委員長(左藤義詮君) 先ほどからの鉄道抵当法の一部改正法律案につきまして、なお御質疑がございましたら、この際御質疑をお願いいたします。

他に御発言もございませんようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(左藤義詮君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明かにして御述べを願ひます。

討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(左藤義詮君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。鉄道抵当法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(左藤義詮君) 全会一致でございまして、よつて本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百四條による本会議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作

成、その他自後の手続につきましても、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(左藤義詮君) 御異議ないものと認めます。よつて、さうに決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますので、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

木島 虎藏 早川 慎一
有馬 英二 川村 松助
一松 政二 平林 太一
三木與吉郎 山縣 勝見
大倉 精一 高木 正夫

○委員長(左藤義詮君) 空港整備法案について、説明を続けます。

○政府委員(林坦君) 説明を続けます。

次に第八条でございますが、地方公共団体が管理する第二種空港につきましても、基本施設についての負担は第六条第一項の場合と同様であります。また付帯施設につきましては、これは基本施設ほど重要ではございませんので、国は予算の範囲内で工事費用の七五%以内を補助することができふりいたしました。基本施設に関する国の負担につきましては、その工事が国の財政から考へて適当かどうか、航空政策上から妥当なものであるかを判断することが必要でありますので、第二項におきまして、地方公共団体は工事施行前に運輸大臣の承認を受けなければならぬと規定いたしました。同

様の考慮から、第三項において、運輸大臣の承認は国の負担金が予算の金額の範囲内にとどまるようにこれをしなければならぬと規定したわけでございます。

第九条でございますが、第三種空港につきましても、第八条と同様の構成をとっておりますが、ただ第三種空港は利用関係がより地方的になりますので、国は基本施設については五〇%を負担することにいたしますとともに、付帯施設につきましても、五〇%の範囲内で補助することができるよういたしました。

次に第十条及び第十一条は、空港の施設の災害復旧工事についてその費用負担を規定したものでございます。災害復旧の緊急性にかんがみまして、特に負担率を高め、基本施設については第二種、第三種空港を通じて国が八〇%、地方が二〇%を負担することにいたしました。地方が管理する第二種、第三種空港の付帯施設については、国が八〇%以内を補助することができるといたしました。

第十二条は、兼用工作物に関する公共土木法規における例文の規定でございます。空港におきましても、この面における調整が必要であると存じましたので、本条に規定したわけでございます。

第十三条は、土地工作物等の帰属に関する規定でございます。空港のようになぎ造物は、管理主体を明確にすると同時に、その中の個々の施設物件の帰属関係をも単純明確にしなければ、円滑な機能的管理は期待できないのであります。両者が費用を分担し合つて財産を取得した場合に、特別の事情

がない限り、共有ということになるのが普通でございます。それらの管理、維持、運用に当つて複雑な関係を生ずる。そうすれば、空港の管理上支障となります。翻りまして、費用分担による取得財産は、それが空港施設である間は処分の問題は起りませんから、その間は帰属関係を定めなくてはならないという。財産配分上の実体的な必要はあまりないわけでありませう。ただ、その間帰属が明確でございませうと、台帳記載その他の関係がいろいろ空白となつたりして支障を来たします。で、むしろこれらのために帰属を定めておく必要があると存するのであります。従つて、このような事情を考慮いたしますと、取得財産は空港管理上の実態に応じて帰属を定められることが最も妥当と考えられるのであります。このような関係から、本条におきましては、第二種空港については国に、第三種空港については地方に帰属するといふふうにいたした次第でございます。

第十四条から第十六条までの規定は、空港内の国有財産に関する国有財産法の特例であります。まず第十四条は、空港の管理を地方にゆだねる第四條第二項の規定と表裏をなすものでございまして、空港の管理を地方に行はせるとしても、その中にある着陸帯とか、誘導路、エプロン等の国有財産の管理を地方にゆだねなければ、空港の管理運営は行い得なくなりますので、第一項において、空港の管理をゆだねるときは、その中の国有財産の管理委託をしなければならぬといふふうにいたしました。地方公共団体は管理委託の制

限内におきましてみずからこれを使用収益できるわけでありませんが、空港の機能増進上必要がある場合には、運輸大臣の許可を受けまして他人にもこれを使用収益せしめることができることとした。本条第三項は、これらの管理委託の場合における例文的な規定であります。なお管理委託は、無償貸付の場合と同様、無償であります。で、第八条の費用負担の補助の規定と相待ちまして、地方公共団体の管理の場合における有力な助成効果をもたらすものだと考えております。

次に第十五条でございますが、これも同様地方助成の趣旨に出る規定でございます。まして、国が費用を負担補助する以上、空港内の国有財産の貸付について無償貸付の道を開かなければ、真に助成することにならないわけでありまして、これが本条を設けた理由でございます。第十六条は、不用となつた国有財産の譲与の規定であります。空港の廃止、区域の変更によつて国有財産が空港施設または用地として不用となりましたときは、その処分につきまして当該財産のためこの法律上の負担を行つた地方公共団体に優先権を与へ、その地方公共団体に譲与する場合においては、その負担額を限度として無償で譲与することを認めたわけでありました。

第十七条は、北海道の特例でございます。御承知のように、北海道につきましても、その開発の緊要性にかんがみまして、いずれの公共事業の法規におきましても国の負担率はほかよりも高率になっております。空港についても同様の措置が必要と認められますので、本条の規定を設けたわけでございます。

第十八条は、政令への委任規定でございます。この法律の実施に関する手続を定める必要がありまします。これは政令において規定することとした。次に附則につきましても、第一項は、施行期日に関する規定であります。第二項は、本法との関連においての運輸省設置法の改正に関する規定であります。附則の第三項は、離島振興法の一部を改正する規定であります。離島の産業を振興する、また民生を安定せしめるための特別な必要から、公共土木工事につきましても、いづれも一般法に規定する以上の国の負担をその法律で定めておりますが、空港も同様の意味合いにおきまして、本則の規定にかかわらず一〇%まで負担補助の割合を高めることとしたしております。附則の第四項は、奄美群島復興特別措置法の一部を改正するものであります。その趣旨は離島振興法の改正と同様であります。

以上はなほ簡単でございますが、この法律案の概要を御説明申し上げました。

○委員長(左藤義詮君) 本法案について御質疑のおありの方は、この際御発言を願います。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(左藤義詮君) 速記始めて。

○早川慎一君 第三種という方は政令でまゐるのですが、大体の趣旨はわかれましたが、具体的にどのようなことになりましますか。

○政府委員(林坦君) この第三種の特徴としておりますところは、地方が設置、管理するものであります。従いまして、地方がいろいろその計画に基いて計画を作りまして、いろいろ申し出があるという場合に、これを適用するわけでございまして、具体的に今どこというところは直ちにあれするところでもできませんが、たとえば離島などはもちろんこの第三種として、地方管理でやるつもりでございます。

○木島虎蔵君 関連して。そうすると、今ある羽田とか、あるいはいなかの方にありますね、小さいのが。あれなんかはどういう……。羽田はまあ第一種でしょうが、今の大体第二のカテゴリーですか。

○政府委員(林坦君) 第一種空港と申しますのは、先ほど御説明申し上げましたが、具体的に場所から申しますと、たとえば羽田、それから板付、それから岩国、それから伊丹、小牧といったようなところは、現在国際空港路線のターミナルになっておるか、またはすでに条約等によりまして外国と協定を結び、そこに入り得る権限を認められた飛行場でございまして、それらは大体第一種空港となるべきものでございまして。ただ先ほどちょっと御説明申し上げましたように、現在羽田はすでに返還を受けておりますが、その他の板付、岩国、伊丹、小牧、いずれもまだ米軍の管理の飛行場でございまして、現在はその整備をいたしまして、防衛分担金といいますが、そちらの方で整備をいたしております関係上、本法の適用を受けずのは、政令で、さしあたりは第一種としては、羽田だけという一応に一応なるわけでございます。

それから第二種はその他の飛行場でございまして、たとえば、今度来年度の予算等でその一部でも整備いたしたいと考えておりますのは、北海道方面においてはたとえば稚内でありまして、あるいは西の方に参りますれば、鹿児島であるとか、あるいは高松であるとか、そういったような飛行場は大体第二種空港として整備する、こういうことでございまして。

○早川慎一君 今ちょっと例示された中に千歳が入っていないのですが、千歳はやはり板付と……。

○政府委員(林坦君) 実は千歳につきましては、大きき等から申しますと第一種といっているわけではございまして、実はこれは国際航空路線には入っておりぬわけではございまして。従って、ここでは第二種になるわけでございまして、北海道特例がございまして、大体あちらは第一種に準じた費用の国の負担で整備ができる、かように考えております。

○委員長(左藤義詮君) ちょっと関連をして。この法律が施行になった場合には、今第一種空港の話がありました。が、二種空港及び三種空港として認められるのはどんな所か、どういふ所を予定しておられるか。政令で指定をするのですが、どういふような今見通しであるのか。

○政府委員(林坦君) ただいまちょっと木島先生の御質問に対してお答えいたしましたが、関連しておきますが、第一種空港として考えられますのは、羽田、板付、岩国、伊丹、小牧といったような飛行場でございまして、さしあたりは、まだ米軍が管理いたしております板付、岩国、伊丹、小牧は本法

の適用からしばらく留保いたしまして、第一種としては羽田ということになります。第二種空港は、その他の地方の国内航空路線に必要な飛行場でございまして、北から申しますと、稚内、高松、熊本、鹿児島、大村等をさしあたり規定することになるだろうと思っております。またこれは予算の関係もございまして、また米軍から返還があるような場合を考慮いたしまして、その事態に応じてこれを政令で追加してゆく、こういうつもりで考えております。第三種空港は、さしあたり、これは今のところ離島などが考えられるというわけではございまして。たとえば八丈とか大島とかいったような所がこれに入るだろうと存じます。

○委員長(左藤義詮君) 米軍の管理にある飛行場は、返還になると、そのつどに政令で種別を指定する、こういうお見通しですか。

○政府委員(林坦君) 米軍管理の飛行場で返つて参りますものうち、主として国内航空運送の用に供する公共用飛行場、すなわち第二条の初めに書いてございまして、それらが公共用飛行場になり得る性質のものであれば、そのつどこれを指定いたしまして、第二種空港なり第三種空港なりをきめて、管理あるいは整備をしてゆきたいと、かように考えております。

○委員長(左藤義詮君) ただいまこの三種の空港の大体の見通しを伺ったのですが、米軍との関係等からまだはっきりはしてないようですが、そうすると、それと予算の裏付けとの関係はどういふふうになるのか。三十一年度にはどういふふうに予算を配分して、どういふふうにするつもりであるか。

○政府委員(林坦君) 三十一年度におきまして、この関係で取れております金は、約一億五千万円ほどございまして、そのうち第一種空港としてこれに充てるものは、羽田空港のような一部を整備するようものがございまして。その他約一億円ほどの金を分けるわけでございまして、これは実はその初めに予定いたしましたのは、この第一種、第二種の各地をずつと整備するつもりで、約十二億ほど予算を要求したのでございまして、今度はその制度を設けるといふ意味におきまして、予算として政府が出しましたものは、約一億程度にしかその他の飛行場について充てることができないことになりました。従いまして、先ほど申し上げましたような稚内、高松、熊本、鹿児島、大村といったような所を、多少なりとこれを数年計画で整備してゆくというよりな程度にしか、まずできないのではないかと考えております。来年度以降、この法律ができましたら、これに應じて、公共事業費をこれに盛るよう政府としても考えてゆかれることと存じます。

○委員長(左藤義詮君) ゆかれることと存じますと、えらいよそのことのようになされるのですが、こいいうような法律を出される以上は、相当その見通しあるいはその予算との連関がはっきりしなければ、われわれがせっかく法律を審議する張り合いもないわけなんです。さしうめは羽田に五千万、あと一億でばらばらとやる。まあ明年以後のことだ。こいいうことですが、そうすると、今ちょっとお言葉があったのですが、何年計画でどれくらいものを整備するつもりであるのか。

○政府委員(林坦君) 当局といたしましては、昭和三十五年までに大体主要な政治経済中心地を結ぶ航空路線の整備を行うことを目標として、空港の整備計画を検討いたして参つたわけでございまして。もちろん今度わずか一億しか取れませんので、この構想が多少時間的にずれるといふことはどうもやむを得ないと思つております。第一種空港につきましては、先ほど申し上げたような程度に考えております。第二種空港につきましては、現在私どもの方で予定いたしておりましたのは、稚内、釧路、函館、矢ノ目、高松、松山、高知、大分、大村、熊本、鹿児島等でございます。このうち三十一年度でやりますものが、今申

か。五年計画とか三年計画とか、何かそういう見通しをお持ちになっておるか。ただ法律を作つておけばそれで予算が来るだろう、来たらその範囲内でまあ手あたり次第にやつていこうというふうな行きあたりばつたりであるのか。何かもう少し重要な航空運送の将来というものを考えて、もう少し基本的な計画をお持ちになつていかどうか。本年十二億要求なされたというのですが、それならその何か見通しがあるのかどうか。十二億ならどこまでやるつもりだったか、それが一億五千万しか取れなかったで、このくらいしかできない、あるいは五カ年計画でこいいうふうにしよ、あるいは明年度はこいいうふうにしよ、あるいは何年かそこにはつきりとした政府としての御方針がなければならぬと思つて、こいいう点についての基本的な御構想を一つ伺つておきたい。

は、これはごく小型でございまして、

おりましたわけでございます。もちろん、さしあたって指定いたしますのは

全、運用等を指しておるつもりでございます。

つて航空の発達に寄与することを
目的とする。

4 第二項の規定により第二種空港を管理する地方公共団体は、航空

法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定の適用については、飛行場の設置者とみなす。

（第三種空港の設置及び管理）

第五条 第三種空港は、政令で定める関係地方公共団体が協議して定める地方公共団体が設置し、及び管理する。

2 前項の規定による協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

3 運輸大臣は、第一項の規定による協議につき、必要があると認めるときは、関係地方公共団体の申請によりあつせんすることができ（第二種空港における工事費用の負担等）

第六条 運輸大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施行する場合においては、その工事に要する費用は、国がその百分の七十五を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十五をそれぞれ負担する。

2 前項の場合において、当該空港の設置により他の都道府県も著しく利益を受けるときは、運輸大臣は、その利益を受ける限度において、当該空港の存する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

3 運輸大臣は、第一項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、前二項の規定により費用を負担すべき都道府県と協議しなければならない。

第七條 都道府県は、その区域内の市町村で当該空港の設置により利益を受けるものに對し、その利益を受ける限度において、当該都道府県が前条第一項又は第二項の規定により負担すべき負担金の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

第八条 地方公共団体がその管理する第二種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施行する場合においては、その工事に要する費用は、国がその百分の七十五を、当該地方公共団体がその百分の二十五をそれぞれ負担する。

2 地方公共団体は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の承認を受けなければならない。

3 運輸大臣は、前項の承認をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

公共団体に対して補助することができる。

一 排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場又は橋の新設又は改良

二 政令で定める空港用地の造成又は整備

（第三種空港における工事費用の負担等）

第九条 地方公共団体がその設置し、又は管理する第三種空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの新設又は改良の工事を施行する場合においては、その工事に要する費用は、国及び当該地方公共団体がそれぞれその百分の五十を負担する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 地方公共団体がその設置し、又は管理する第三種空港において、一般公衆の利用に供する目的で前条第四項各号に掲げる工事を施行する場合においては、国は、予算の範囲内で、当該工事に要する費用の百分の五十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

（災害復旧工事の費用の負担等）

第十条 運輸大臣がその設置し、又は管理する第二種空港において、滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの災害復旧工事（地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を施行する場合においては、その工事に要する費用は、

国がその百分の八十を、当該空港の存する都道府県がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2 第六條第二項及び第七條の規定は、前項の場合について準用する。

3 運輸大臣は、第一項の災害復旧工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を同項及び前項において準用する第六條第二項の規定により費用を負担すべき都道府県に通知しなければならない。

第十一条 地方公共団体がその管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、滑走路、着陸帯、誘導路又はエプロンの災害復旧工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその百分の八十を、当該地方公共団体がその百分の二十をそれぞれ負担する。

2 地方公共団体は、前項の災害復旧工事を施行しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認定を受けなければならない。

3 地方公共団体がその管理する第二種空港又はその設置し、若しくは管理する第三種空港において、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋又は第八条第四項第二号の政令で定める空港用地の災害復旧工事を施行する場合においては、国は、予算の範囲内において、その工事に要する費用の百分の八十以内を当該地方公共団体に対して補助することができる。

（兼用工作物の工事の施行等）

第十二條 空港の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施

行、維持及び費用の負担については、当該空港を設置し、又は管理する運輸大臣又は地方公共団体と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

（土地等の歸属）

第十三條 第六條第一項、第八條第一項若しくは第九條第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事又は第八條第四項若しくは第九條第三項の規定により国が費用を補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件は、第二種空港にあつては国に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に歸属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。

（国有財産の管理の委託）

第十四條 第四條第二項の規定により地方公共団体に第二種空港を管理させる場合は、運輸大臣は、当該地方公共団体に当該空港の範囲内にある国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。以下同じ。）の管理を委託するものとする。ただし、国において必要なものは、この限りでない。

2 前項の規定により国有財産の管理を委託された地方公共団体は、当該国有財産を他人に使用又は収益をさせようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

3 第一項の規定により地方公共団体が管理を委託された国有財産については、当該地方公共団体にお

いて管理の費用を負担する。この場合において、当該国有財産の使用料及び賃貸料は、当該地方公共団体の収入とする。

(国有財産の無償貸付)

第十五条 普通財産である国有財産で第三種空港の範囲内にあるものは、国有財産法第二十二條の規定にかかわらず、当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に無償で貸し付けることができる。

(不用となつた国有財産の譲与)

第十六条 第二種空港又は第三種空港の供用の廃止又は範囲の変更があつた場合においては、国は、国有財産法第二十八條の規定にかかわらず、当該空港の範囲内又は当該空港の範囲から除かれた区域内に存する不用となつた土地、工作物その他の物件のうち、普通財産である国有財産を、当該空港又は当該空港の範囲から除かれた部分につき第六條第一項若しくは第二項、第八條第一項若しくは第九條第一項の規定により費用を負担し、又は第八條第四項若しくは第九條第三項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体に、その負担した費用の額の範囲内において譲与することができる。

(北海道の特例)

第十七条 国は、北海道の区域内の第二種空港又は第三種空港の設置又は管理に要する費用については、政令で定めるところにより、第六條第一項、第八條第一項、第九條第一項、第十條第一項若しくは第十一條第一項に規定する負担

割合以上の負担又は第八條第四項、第九條第三項若しくは第十一條第三項に規定する補助率以上の補助をすることができる。

(政令への委任)

第十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(運輸省設置法の一部改正)

2 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第四十四号の七の次に次の一号を加える。

四十四の七の二 空港の設置及び管理に關し、地方公共団体を助成すること。

第二十八條の二第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 空港の設置及び管理に關する地方公共団体の助成に關すること。

(離島振興法の一部改正)

3 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一号中「道路」の下に「空港」を加える。

第九條第二項中「並びに道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五十六條を」を「道路法(昭和二十七年法律第八十号)第五十六條、空港整備法(昭和三十一年法律第

号)第六條第一項、同法第

八條第一項及び第四項並びに同法第九條第一項及び第三項」に改める。

別表に次のように加える。

八條第一項及び第四項並びに同法第九條第一項及び第三項」に改める。

別表に次のように加える。

空港の区分	事業の区分	事業主体	国庫の負担割合又は補助割合
第二種空港	滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場若しくは橋の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備	国又は地方公共団体	百分の百
第三種空港			

(奄美群島復興特別措置法の一部改正)

4 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五條に次の一項を加える。

4 前項の規定は、空港整備法(昭和三十一年法律第 号)第二條第一項第二号の第二種空港について準用する。

別表第一中

都市計画 都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第三條に規定する都市計画事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの

都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第三條に規定する都市計画事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの

空港 空港整備法第二條第一項の空港(第一種空港を除く)の新設又は改良で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの

改める。

二月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、船舶職員法等の一部を改正する法律案

船舶職員法等の一部を改正する法律案

船舶職員法等の一部を改正する法律案

船舶職員法等の一部を改正する法律案

船舶職員法等の一部を改正する法律案

(四) 空港整備法第六條第一項、第八條第一項及び第四項並びに第九條第一項及び第三項に規定する費用について

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和三十一年十月十四日までに有効期間の満了する海技従事者の免許は、船舶職員法第八條第一項の規定にかかわらず、有効期間満了後一年間、なおその効力を有する。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日」を「昭和三十一年十月十四日限り」に改める。

閣する請願(第五二四号)(第五二五号)(第五二六号)(第五二七号)(第五二八号)(第五二九号)(第五三〇号)(第五三一〇号)(第五三二〇号)(第五三三〇号)(第五三四〇号)(第五三五〇号)(第五三六〇号)(第五三七〇号)(第五三八〇号)(第五三九〇号)(第五四〇〇号)(第五四一〇号)(第五四二〇号)(第五四三〇号)(第五四四〇号)(第五四五〇号)(第五四六〇号)(第五四七〇号)(第五四八〇号)(第五四九〇号)(第五五〇〇号)(第五五一〇号)(第五五二〇号)(第五五三〇号)(第五五四〇号)(第五五五〇号)(第五五六〇号)(第五五七〇号)(第五五八〇号)(第五五九〇号)(第五六〇〇号)(第五六一〇号)(第五六二〇号)(第五六三〇号)(第五六四〇号)(第五六五〇号)(第五六六〇号)(第五六七〇号)(第五六八〇号)(第五六九〇号)(第五七〇〇号)(第五七一〇号)(第五七二〇号)(第五七三〇号)(第五七四〇号)(第五七五〇号)(第五七六〇号)(第五七七〇号)(第五七八〇号)(第五七九〇号)(第五八〇〇号)(第五八一〇号)(第五八二〇号)(第五八三〇号)(第五八四〇号)(第五八五〇号)(第五八六〇号)(第五八七〇号)(第五八八〇号)(第五八九〇号)(第五九〇〇号)(第五九一〇号)(第五九二〇号)(第五九三〇号)(第五九四〇号)(第五九五〇号)(第五九六〇号)(第五九七〇号)(第五九八〇号)(第五九九〇号)(第六〇〇〇号)(第六〇一〇号)(第六〇二〇号)(第六〇三〇号)(第六〇四〇号)(第六〇五〇号)(第六〇六〇号)(第六〇七〇号)(第六〇八〇号)(第六〇九〇号)(第六一〇〇号)(第六一一〇号)(第六一二〇号)(第六一三〇号)(第六一四〇号)(第六一五〇号)(第六一六〇号)(第六一七〇号)(第六一八〇号)(第六一九〇号)(第六二〇〇号)(第六二一〇号)(第六二二〇号)(第六二三〇号)(第六二四〇号)(第六二五〇号)(第六二六〇号)(第六二七〇号)(第六二八〇号)(第六二九〇号)(第六三〇〇号)(第六三一〇号)(第六三二〇号)(第六三三〇号)(第六三四〇号)(第六三五〇号)(第六三六〇号)(第六三七〇号)(第六三八〇号)(第六三九〇号)(第六四〇〇号)(第六四一〇号)(第六四二〇号)(第六四三〇号)(第六四四〇号)(第六四五〇号)(第六四六〇号)(第六四七〇号)(第六四八〇号)(第六四九〇号)(第六五〇〇号)(第六五一〇号)(第六五二〇号)(第六五三〇号)(第六五四〇号)(第六五五〇号)(第六五六〇号)(第六五七〇号)(第六五八〇号)(第六五九〇号)(第六六〇〇号)(第六六一〇号)(第六六二〇号)(第六六三〇号)(第六六四〇号)(第六六五〇号)(第六六六〇号)(第六六七〇号)(第六六八〇号)(第六六九〇号)(第六七〇〇号)(第六七一〇号)(第六七二〇号)(第六七三〇号)(第六七四〇号)(第六七五〇号)(第六七六〇号)(第六七七〇号)(第六七八〇号)(第六七九〇号)(第六八〇〇号)(第六八一〇号)(第六八二〇号)(第六八三〇号)(第六八四〇号)(第六八五〇号)(第六八六〇号)(第六八七〇号)(第六八八〇号)(第六八九〇号)(第六九〇〇号)(第六九一〇号)(第六九二〇号)(第六九三〇号)(第六九四〇号)(第六九五〇号)(第六九六〇号)(第六九七〇号)(第六九八〇号)(第六九九〇号)(第七〇〇〇号)(第七〇一〇号)(第七〇二〇号)(第七〇三〇号)(第七〇四〇号)(第七〇五〇号)(第七〇六〇号)(第七〇七〇号)(第七〇八〇号)(第七〇九〇号)(第七一〇〇号)(第七一一〇号)(第七一二〇号)(第七一三〇号)(第七一四〇号)(第七一五〇号)(第七一六〇号)(第七一七〇号)(第七一八〇号)(第七一九〇号)(第七二〇〇号)(第七二一〇号)(第七二二〇号)(第七二三〇号)(第七二四〇号)(第七二五〇号)(第七二六〇号)(第七二七〇号)(第七二八〇号)(第七二九〇号)(第七三〇〇号)(第七三一〇号)(第七三二〇号)(第七三三〇号)(第七三四〇号)(第七三五〇号)(第七三六〇号)(第七三七〇号)(第七三八〇号)(第七三九〇号)(第七四〇〇号)(第七四一〇号)(第七四二〇号)(第七四三〇号)(第七四四〇号)(第七四五〇号)(第七四六〇号)(第七四七〇号)(第七四八〇号)(第七四九〇号)(第七五〇〇号)(第七五一〇号)(第七五二〇号)(第七五三〇号)(第七五四〇号)(第七五五〇号)(第七五六〇号)(第七五七〇号)(第七五八〇号)(第七五九〇号)(第七六〇〇号)(第七六一〇号)(第七六二〇号)(第七六三〇号)(第七六四〇号)(第七六五〇号)(第七六六〇号)(第七六七〇号)(第七六八〇号)(第七六九〇号)(第七七〇〇号)(第七七一〇号)(第七七二〇号)(第七七三〇号)(第七七四〇号)(第七七五〇号)(第七七六〇号)(第七七七〇号)(第七七八〇号)(第七七九〇号)(第七八〇〇号)(第七八一〇号)(第七八二〇号)(第七八三〇号)(第七八四〇号)(第七八五〇号)(第七八六〇号)(第七八七〇号)(第七八八〇号)(第七八九〇号)(第七九〇〇号)(第七九一〇号)(第七九二〇号)(第七九三〇号)(第七九四〇号)(第七九五〇号)(第七九六〇号)(第七九七〇号)(第七九八〇号)(第七九九〇号)(第八〇〇〇号)(第八〇一〇号)(第八〇二〇号)(第八〇三〇号)(第八〇四〇号)(第八〇五〇号)(第八〇六〇号)(第八〇七〇号)(第八〇八〇号)(第八〇九〇号)(第八一〇〇号)(第八一一〇号)(第八一二〇号)(第八一三〇号)(第八一四〇号)(第八一五〇号)(第八一六〇号)(第八一七〇号)(第八一八〇号)(第八一九〇号)(第八二〇〇号)(第八二一〇号)(第八二二〇号)(第八二三〇号)(第八二四〇号)(第八二五〇号)(第八二六〇号)(第八二七〇号)(第八二八〇号)(第八二九〇号)(第八三〇〇号)(第八三一〇号)(第八三二〇号)(第八三三〇号)(第八三四〇号)(第八三五〇号)(第八三六〇号)(第八三七〇号)(第八三八〇号)(第八三九〇号)(第八四〇〇号)(第八四一〇号)(第八四二〇号)(第八四三〇号)(第八四四〇号)(第八四五〇号)(第八四六〇号)(第八四七〇号)(第八四八〇号)(第八四九〇号)(第八五〇〇号)(第八五一〇号)(第八五二〇号)(第八五三〇号)(第八五四〇号)(第八五五〇号)(第八五六〇号)(第八五七〇号)(第八五八〇号)(第八五九〇号)(第八六〇〇号)(第八六一〇号)(第八六二〇号)(第八六三〇号)(第八六四〇号)(第八六五〇号)(第八六六〇号)(第八六七〇号)(第八六八〇号)(第八六九〇号)(第八七〇〇号)(第八七一〇号)(第八七二〇号)(第八七三〇号)(第八七四〇号)(第八七五〇号)(第八七六〇号)(第八七七〇号)(第八七八〇号)(第八七九〇号)(第八八〇〇号)(第八八一〇号)(第八八二〇号)(第八八三〇号)(第八八四〇号)(第八八五〇号)(第八八六〇号)(第八八七〇号)(第八八八〇号)(第八八九〇号)(第八九〇〇号)(第八九一〇号)(第八九二〇号)(第八九三〇号)(第八九四〇号)(第八九五〇号)(第八九六〇号)(第八九七〇号)(第八九八〇号)(第八九九〇号)(第九〇〇〇号)(第九〇一〇号)(第九〇二〇号)(第九〇三〇号)(第九〇四〇号)(第九〇五〇号)(第九〇六〇号)(第九〇七〇号)(第九〇八〇号)(第九〇九〇号)(第九一〇〇号)(第九一一〇号)(第九一二〇号)(第九一三〇号)(第九一四〇号)(第九一五〇号)(第九一六〇号)(第九一七〇号)(第九一八〇号)(第九一九〇号)(第九二〇〇号)(第九二一〇号)(第九二二〇号)(第九二三〇号)(第九二四〇号)(第九二五〇号)(第九二六〇号)(第九二七〇号)(第九二八〇号)(第九二九〇号)(第九三〇〇号)(第九三一〇号)(第九三二〇号)(第九三三〇号)(第九三四〇号)(第九三五〇号)(第九三六〇号)(第九三七〇号)(第九三八〇号)(第九三九〇号)(第九四〇〇号)(第九四一〇号)(第九四二〇号)(第九四三〇号)(第九四四〇号)(第九四五〇号)(第九四六〇号)(第九四七〇号)(第九四八〇号)(第九四九〇号)(第九五〇〇号)(第九五一〇号)(第九五二〇号)(第九五三〇号)(第九五四〇号)(第九五五〇号)(第九五六〇号)(第九五七〇号)(第九五八〇号)(第九五九〇号)(第九六〇〇号)(第九六一〇号)(第九六二〇号)(第九六三〇号)(第九六四〇号)(第九六五〇号)(第九六六〇号)(第九六七〇号)(第九六八〇号)(第九六九〇号)(第九七〇〇号)(第九七一〇号)(第九七二〇号)(第九七三〇号)(第九七四〇号)(第九七五〇号)(第九七六〇号)(第九七七〇号)(第九七八〇号)(第九七九〇号)(第九八〇〇号)(第九八一〇号)(第九八二〇号)(第九八三〇号)(第九八四〇号)(第九八五〇号)(第九八六〇号)(第九八七〇号)(第九八八〇号)(第九八九〇号)(第九九〇〇号)(第九九一〇号)(第九九二〇号)(第九九三〇号)(第九九四〇号)(第九九五〇号)(第九九六〇号)(第九九七〇号)(第九九八〇号)(第九九九〇号)(一〇〇〇〇号)

一、直江津、六日町間東海道敷設に關する請願(第五四九号)

一、青森線鉄道改善促進に關する請願(第五七三号)

第四九七号 昭和三十一年二月十三日受理

道路運送法の一部改正に關する請願

請願者 東京都品川区天玉洲町七正興運輸倉庫株式会社 代表取締役 高田知夫

紹介議員 東 隆君

現行道路運送法第三條に定める貨物自動車運送事業に對する免許種類は、一般路線、一般区域、一般小型、特定、限定の五種に分れ、その免許種類の選択は申請者の任意であつて、法律もその選択に關し申請者の資格及び事業の規模等については何等差別的取扱を規定してはいないが、万人が有利と認め希望する一般免許の審査に當り、法第六條に規定する免許基準以外に運用と称して所有車両数につき高度の基準を任意に定め、これに重点をおいて極力新規免許の阻止を図つたため今日のような輸送秩序の混乱が起つてゐるのであるから、限定及び特定の免許種類を現行の一般区域及び一般小型事業免許にそれぞれ統合し、又不合理的な複合禁止規定を實情に添うよう法律の改正を図らねばならぬとの請願。

第四九八号 昭和三十一年二月十三日受理

道路運送法の一部改正に關する請願

請願者 東京都中央区日本橋驛 駿町三ノ一六興洋運輸

紹介議員 上野彦治 田中 一君

この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五一三三号 昭和三十一年二月十四日受理

道路運送法の一部改正に關する請願

請願者 東京都荒川区町屋一ノ七九六有限会社大谷運送店代表取締役 大谷勉

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第四九七号と同じである。

第五一二二号 昭和三十一年二月十四日受理

青年学級生の旅客運賃割引に關する請願

請願者 長崎市山里町二二七 長島泰雄

紹介議員 三好 英之君

青年学級の振興に伴い、教育活動は学級生の実態に応じて極めて多方面にわたり、学級間の交流、学級生の視察、見学等学級活動の上に大きな位置を占め、従つて乗物を利用することが多く、旅客運賃の割引は学級活動の上になくてはならない状態であるから、学生、生徒と同様青年学級生に對する旅客運賃(個人、団体、通定期)を五割引とせられたいとの請願。

第五一九九号 昭和三十一年二月十五日受理

青年学級生の旅客運賃割引に關する請願

請願者 広島市基町広島市中央公民館内広島県公民館

連絡協議会事務局内 河田巖 岩沢 忠泰君

この請願の趣旨は、第五一二二号と同じである。

第五二〇〇号 昭和三十一年二月十五日受理

甲府、長野間東海道敷設促進等に關する請願

請願者 長野県議會議長 矢島武治外一名

紹介議員 棚橋 小虎君 池田 宇右衛門君

甲府、長野間東海道敷設は、全国有数の山林県を縦横断し、急こう配、屈曲、トンネルが多く輸送力に大きな制約と運行に長時間を要する不便とさらに旅客及び鉄道業務員の保健衛生にすぐなからぬ悪影響を及ぼしているから、すみやかに本路線の電化を実現し石炭の節約、輸送力の増強を図られたい。なお、現在国鉄当局で製作計画中のジーゼル電気機関車及びジーゼルカーが完成したならば本路線電化実現までの応急措置として他に優先してこれを導入せられたいとの請願。

第五二四四号 昭和三十一年二月十五日受理

道路運送法第七章の一部改正に關する請願

請願者 名古屋市中区千早町二ノ二二愛知陸運株式会社 代表取締役 馬場三子男

紹介議員 草葉 隆圓君

全国の貨物自動車業者数は約六千、車両台数約十萬、従業員約四十萬、その家族数は百八十萬といふ現状であるが、業者の過多及び自家用貨物自動車

車の名によるモグリ営業によつて、貨物自動車業界は窮地に迫り込まれてゐるから、輸送秩序の確立を期すため、(一)事業用自動車と自家用自動車の性格を明らかにすること、(二)自家用貨物自動車使用届を使用の実態が把握され適正な使用が確立し得るような規制に改めること、(三)違法行為に使用した自動車の使用を制限する規定を強化すること等の措置が必要であるから、道路運送法第七章の一部を改正せられたいとの請願。

第五二五五号 昭和三十一年二月十五日受理

道路運送法第七章の一部改正に關する請願

請願者 茨城県水戸市仲町四八二茨城県公益トラック協会内 島津三郎

紹介議員 武藤 常介君 宮田 重文君

この請願の趣旨は、第五二四四号と同じである。

第五二六六号 昭和三十一年二月十五日受理

道路運送法第七章の一部改正に關する請願

請願者 静岡市御幸町一〇ノ五 静岡合同運送株式会社 取締役社長 片川敏三 外二名

紹介議員 森田 豊彦君

この請願の趣旨は、第五二四四号と同じである。

第五四四号 昭和三十一年二月十七日受理

道路運送法第七章の一部改正に關する請願

請願者 滋賀県草津市草津町八六近江陸運株式会社代表取締役 小林九市

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第五二四四号と同じである。

第五六三三号 昭和三十一年二月十七日受理

道路運送法第七章の一部改正に關する請願

請願者 東京都新宿区三栄町二九東礼自動車株式会社代表者 佐藤勇

紹介議員 奥 むめお君

この請願の趣旨は、第五二四四号と同じである。

第五四九号 昭和三十一年二月十六日受理

直江津、六日町間東海道敷設に關する請願

請願者 新潟県東頸城郡松代町大字松代松代町農業協同組合長 柳貞輔外九名

駅に至る鉄道の敷設に関しては、昭和八年以来国会及び関係当局に対して諸願書並びに意見書を提出して、本線路が重要連絡線であること及び資源開発上に必要であることが認められているが、いまだに実現されていないから、すみやかに本線路を鉄道敷設法に追加編入し敷設の実現を図りたいとの諸願。

第五七三号 昭和三十一年二月十七日受理

青梅線鉄道改善促進に関する諸願

諸願者 東京都青梅市青梅五八

岩浪力造外六名

紹介議員 安井 謙君

現在青梅線は、拝島駅まで複線化されているが、近時青梅市はもち論、福生町を初め、沿線各町村の発展膨脹が著しく、貨客の輸送が共に極度に増大しているから、本線をすみやかに青梅駅まで複線化せられたい。又本線は早朝の一運行のみが東京に直通しているだけであるが、本線利用者中、立川以東に通勤通学する者が日毎に増加して、立川駅の乗り換えは名状しがたい雑踏で、これに要する時間の空費、心身の疲労等多大の不利不便があるから、すみやかに本線全電車を青梅、東京駅間直通運行とするよう善処せられたいとの諸願。

二月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。

一、道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二条の表第四号の下欄中「五十円」を「百円」に、同表第八号の下欄中「その他の自動車にあつては二百円」を「小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）にあつては二百円、その他の自動車にあつては三百円」に改め、同表中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 自動車検

査証の再交 一件に 五十円
付を受けよ つき、
うとする者

第二百五条第二項中「第九十七条の二第二項」を「第九十七条の三第二項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和三十一年三月六日印刷

昭和三十一年三月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局